

山梨中央銀行投信積立取扱規定
(投資信託定時定額購入取引)

株式会社 山梨中央銀行

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客さまと株式会社山梨中央銀行（以下、「当行」といいます。）との投資信託の定時定額購入取引に関する取り決めです。

第2条（定時定額購入取引）

定時定額購入取引（以下、「本取引」といいます。）とは、毎月所定の口座振替日に、ご指定の預金口座からお客さまが指定する一定の金額を自動的に振替えて投資信託を購入する取引をいいます。

第3条（購入銘柄の選定）

- (1) 本取引によってお客さまが購入できる投資信託は、当行が定める銘柄（以下、「対象銘柄」といいます。）とします。
- (2) お客さまは、対象銘柄の中から購入する銘柄（以下、「指定銘柄」といいます。）を指定し、本取引の申し込みを行うものとします。

第4条（申込方法）

- (1) お客さまは、当行所定の手続きにより本取引を申込むものとし、当行が承諾した場合に本取引を利用することができます。
- (2) 申込みにあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。ただし、既に累積投資口座を開設済みの場合は、この限りではありません。

第5条（申込内容の変更）

- (1) お客さまが申込内容を変更する場合は、当行所定の手続きにより、当行に申し出ることにより変更することができます。
- (2) お客さまの申し出による申込内容の変更時期は、口座振替日の5営業日前までに当行に申し出た場合は、最初に到来する振替日の口座振替分から変更するものとし、それ以降に申し出た場合は、次回の振替日の口座振替分から変更するものとします。

第6条（払込方法）

- (1) 投資信託の購入資金の払込みは、お客さまからあらかじめ指定された預金口座から自動振替により行うものとします。
- (2) お客さまからあらかじめ指定していただく預金口座は、当行のお客さま名義の普通預金口座または当座預金口座とします。
- (3) 年2回を上限として、ご希望の月に、毎月のお客さまが指定した払込金額に一定金額増額できます。

第7条（払込開始時期および払込期間）

- (1) お客さまから口座振替日の5営業日前までに本取引を申し込みされた場合は、最初に到来する振替日から口座振替により払込みを開始するものとし、それ以降に申し込みされた場合は、次回の振替日から口座振替により払込みを開始するものとします。
- (2) お客さまから予め払込期間の設定がない場合、および本取引に関する変更または中止の申し出がない場合は、指定銘柄の信託期限（償還期限）まで払込みを行うものとします。なお、払込期間内であっても指定銘柄が償還となった場合は、取扱いを中止するものとします。

第8条（払込金の取扱い）

- (1) 当行は、お客さまの指定銘柄の購入にあてるため、1銘柄について毎月1回、口座振替日にお客さまがあらかじめ申し出た一定の金額を指定預金口座から自動振替により払込むものとします。なお、この場合には普通預金規定または当座勘定規定にかかります。普通預金払戻請求書または当座小切手は不要とします。
- (2) 払込金の口座振替日は毎月5日としますので、払込金は振替日の前日までにご入金ください。振替日当日が銀行休業日にあたる場合は、前営業日を振替日とします。
- (3) 1回の払込金の金額は、指定銘柄の「株式投資信託 自動けいそく（累積）投資約款」の定めにかかります。1銘柄について5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。
- (4) 口座振替日において指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合は、口座振替および指定銘柄の購入は行いません。また、残高不足により口座振替が不能になった場合の翌月の振替金額については、翌月分のみを振替えるものとします。
なお、口座振替日において複数の指定銘柄を申し込みているお客さまの預金残高が振替金額の総額に満たない場合は、お客さまの指定銘柄の中から当行が任意に振替可能な払込金の銘柄を指定して自動振替により払込むことができるものとします。

第9条（購入方法）

当行は、お客さまの指定銘柄の払込金により、当該指定銘柄の「株式投資信託 自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って購入を行います。

第10条（購入時期および購入価額）

(1) 当行は、お客さまの指定預金口座からの口座振替による払込金の受入れをもって、指定銘柄の購入の申し込みがあったものとして、口座振替日の翌営業日または翌々営業日（以下、「購入申込日」といいます。）に指定銘柄の購入を行います。ただし、購入申込日が指定銘柄の貢付不能日にあたる場合は、翌営業日以降の最初に購入が可能になった日に購入を行うものとします。

(2) 指定銘柄の購入価額は、当該指定銘柄の「株式投資信託 自動けいぞく（累積）投資約款」に定める価額とします。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、指定銘柄の委託会社が購入の申し込みを受けない場合、または取消した場合は、購入の申し込みは不成立となります。

この場合、自動振替した払込金は、口座振替日の翌営業日以降に指定預金口座に返戻いたします。

第11条（返還および果実の再投資）

返還および果実の再投資は、各指定銘柄の「株式投資信託 自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って行うものとします。

第12条（取引および残高の通知）

当行は、第9条および第10条に基づく取引の明細ならびに指定銘柄の購入払込金および残高については、年1回以上、期間中の銘柄の購入明細および銘柄の購入合計金額、取得合計口数等を記載した書面（以下、「取引残高報告書」といいます。）により通知します。

第13条（対象銘柄の除外）

対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行はお客さまにその旨を通知するものとします。

- ① 当該対象銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合。
- ② その他当行が必要と認めた場合。

第14条（解約）

本取引は、以下の各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。

- ① お客さまが当行所定の手続きにより本取引の解約を申し出た場合。
- ② お客さまが指定する振替口座を解約された場合。
- ③ お客さまが指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を解約された場合。
- ④ 当行が本取引を営むことができなくなった場合。
- ⑤ 第13条により指定銘柄が対象銘柄から除外された場合。
- ⑥ やむを得ない事由により、当行が本取引の解約を申し出た場合。
- ⑦ 届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明になったとき。

第15条（その他）

- (1) 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- (2) 第12条に基づいて、当行からお客さまに対して交付する本取引に関する諸通知が、転居、不在、その他お客さまの事由により延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとして取扱うことができるものとします。
- (3) この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するときまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。
- (4) この規定に定めのない事項については、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理制度」、および対象銘柄の「株式投資信託 自動けいぞく（累積）投資約款」により取扱うものとします。

附則 この規定は、2021年6月15日から適用いたします。

以上

2021年6月